



山形県公報

平成17年12月1日(木)

号 外(58)

目 次

告 示

保安林内の皆伐面積の限度..... (森 林 課) ... 1

告 示

山形県告示第1088号

平成17年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

平成17年12月1日

山形県知事 齋 藤 弘

森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林		皆伐面積の限度
		ヘクタール
日向川	水源かん養保安林	151.80
相沢川	同	0.98
田川地区	同	300.59
五十川～鼠ヶ関	同	1.70
鮭川	同	101.34
小国川	同	1.65
銅山川～角川	同	58.60
北村山地区	同	184.72
寒河江川	同	58.51
月布川～朝日川	同	0.10
山形地区	同	170.16
白川	同	376.12
荒川	同	135.88
置賜地区	同	456.31
前川	同	17.45
日向川	土砂流出防備保安林	11.45
相沢川	同	13.76
田川地区	同	315.27
五十川～鼠ヶ関	同	138.23
鮭川	同	28.14
小国川	同	29.52
銅山川～角川	同	31.58
北村山地区	同	427.63
寒河江川	同	50.90
月布川～朝日川	同	25.26

